

令和7年度むつ市地元企業優先調達に係る基本方針

1 目的

むつ市が実施する公共調達について、入札・契約に係る競争性、公平性及び透明性（以下「3要素」という。）を確保しつつ、地元企業の育成、雇用の確保及び地域経済の活性化並びに持続可能で活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、地元企業からの優先的な調達を図るため基本方針を定めるものである。

2 適用対象

この基本方針は、本市が実施する全ての公共調達を適用対象とする。

3 定義

（１） 地元企業

市内業者及び準市内業者

① 市内業者

ア 常時契約を締結する事務所としてむつ市内に本社を有している事業者及び市内に事務所又は事業所を有して事業を営む個人の事業者。

イ 法人にあっては、むつ市において法人市民税の納税義務者であること。

ウ 事業者には障がい者就労施設等を営む者も含む。

② 準市内業者

ア 本社から常時契約を締結する事務所として権限を委任する営業所をむつ市内に有していること。

イ むつ市において、法人市民税の納税義務者であること。

ウ 表札や看板を設置し事務所の形態を整えていること。

エ 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。

オ 事業者には障がい者就労施設等を営む者も含む。

（２） 市外業者

市内業者及び準市内業者以外の業者

4 実施方針

(1) 共通事項

- ア 参加が可能又は予想される事業者が地元企業でむつ市契約規則に定める事業者数を充足し、かつ、3要素が確保されると認められる場合は、むつ市入札参加資格者名簿に登録された事業者から、地元企業を選定する。
- イ 契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績に固執せず、地元企業の意欲的かつ幅広い分野での受注を促すため、技術力の向上など育成につながる発注に配慮する。
- ウ 技術的な理由等により地元企業で対応できないとき又は地元企業だけでは3要素の確保ができないときは、事業者の有する資格及び実績並びにその雇用する技術者の有する資格、実績及び経験等を勘案して、選定範囲を市外業者にも拡大する。
- エ 公共調達において、別途選定基準等が定められている場合は、当該選定基準等を基本として整合性を図るものとする。

(2) 建設工事（建設関連の委託業務含む。）

- ア 工事発注時期の平準化等に努めつつ、適正な工期設定を行う。
- イ 工事の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、3要素が確保されると認められ、かつ、工事が分離・分割することが可能な場合は、分離・分割発注の実施に努める。
- ウ 下請業者の選定や建設資材の購入にあたっては、地元企業が優先されるよう、仕様書等により配慮する。

(3) 委託業務（建設関連除く。）・製造請負・印刷製本

- ア 地元企業の育成の観点から、市における事務の効率化やコスト縮減に配慮しつつ、地元企業の実績や技術者資格等を総合的に勘案した業務規模で発注を行う。
- イ 地元企業が対応できる適切な発注時期及び納期を設定する。
- ウ 受注者に対して、発注者の承諾を得て再委託をする場合は、業務の再委託先は、可能な限り地元企業を優先するよう要請する。

- エ 市が発注する情報システム機器及びサービスに関して、新規調達若しくは更新の際にはコンソーシアム制度について活用を検討する。
- オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）の趣旨を鑑み、市内の障がい者就労施設等の受注機会の確保に配慮する。

（４） 物品購入

- ア メーカー指定又は代理店制度等により購入する物品の選定は極力避け、同等品等により、地元企業から幅広く調達できるようにする。
- イ 地元企業が対応できる適切な発注時期及び納期を設定する。
- ウ 障害者優先調達推進法の趣旨を鑑み、市内の障がい者就労施設等が提供可能な物品の特性を考慮しながら、調達の推進に配慮する。

５ 留意事項

- （１） 本方針は、地元企業の育成と地元経済の振興のために、地元企業の優先発注を意図したものであり、本市の公共調達から市外業者の排除を目的としたものではない。
- （２） 地元企業優先調達の基本方針は維持しつつも、入札契約事務の適正な執行のため、３要素の確保、恣意性の排除及び事業者との癒着防止には特に留意しなければならない。
- （３） 本基本方針については毎年度作成することとし、国の基本方針及びむつ市の実施状況により見直しをすることとする。
- （４） 本基本方針は、令和７年７月１日から適用する。